

■自動運転社会実装推進事業 FAQリスト

No.	区分	質問	回答
1	応募方法/応募資格	すでに保有している自動運転車両を使用して自動運転レベルの高度化に向けた検証を行う場合、どの事業区分に該当するのでしょうか。	すでに保有している車両を使用して運行を実施する場合は、事業区分のBに該当します。ただし、すでに車両を保有している場合であっても、補助事業として運行を実施しないのであれば、事業区分のCに該当します。
2	応募方法/応募資格	車両を占有せず無償貸与によって運行を実施する場合、どの事業区分に当てはまるのでしょうか。	車両を占有せず無償貸与によって運行を実施する場合は事業区分Bに該当します。
3	応募方法/応募資格	応募書類において、事業区分を選択する必要がありますか。	応募時に区分を選択いただく必要はございません。ただし、運行の有無に応じて提案書の様式が異なりますので、ご注意ください。
4	応募方法/応募資格	閉鎖空間にて出発地と目的地が同一のルートを行く場合も「運行」に該当し、本事業の「運行あり」に該当するのでしょうか。	閉鎖空間にて出発地と目的地が同一のルートを行く場合も、「運行」に該当します。また、自動運転車両を用いて事業を実施される場合は「運行あり」に分類されます。
5	応募方法/応募資格	(様式2 別紙)中長期収支計画の"2024年度_支出項目"シートと(様式3)支出計画書に関して、固定資産の購入費の交付申請をする場合、(様式2 別紙)中長期収支計画には減価償却費を計上し、(様式3)支出計画書には購入費の全額を計上するため、合計金額は異なるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りとなります。
6	応募方法/応募資格	補助事業に要する経費が1.5億円を超える見込みですが、1.5億円に収まるように事業内容を変更する必要がありますでしょうか。	1.5億円を超える経費を活用して補助事業を実施いただくことは問題ございませんが、補助金交付申請額の上限は1.5億円となります。
7	応募方法/応募資格	運賃を有料（営業ナンバーを取得）にした場合に、採択可能性は上がりますか。	審査は評価基準に基づき行われます。「経営面>>事業性」につながるため、加点の可能性がございます。
8	応募方法/応募資格	昨年度事業からの変更点を教えてください。	主要な変更点は公募説明会にてご説明を実施予定です。
9	応募方法/応募資格	都道府県は事業主体たる地方公共団体として認められますか。	都道府県も事業主体たる地方公共団体として、本事業にご応募いただけます。
10	応募方法/応募資格	自動運転車を活用した貨物運送サービスも本事業の対象となりますか。	本事業の目的は「自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築」であり、移動サービスは旅客運送を前提としております。ただし、旅客運送において事業費の確保を目的に、貨客混載等の貨物運送を実施いただいた場合も対象となります。(貨物運送サービスのみの場合は、対象となりません。)
11	応募方法/応募資格	コンソーシアムの組成にあたり、コンソーシアム協定書ではなく、会則を提出することによる応募は認められますでしょうか。	補助事業をコンソーシアムの体制で実施する場合は、原則として自動運転社会実装推進事業コンソーシアム協定書の提出が必須となります。
12	応募方法/応募資格	自動運転車の運行目的について、観光・生活交通等、制約はありますか。	公募要領に記載の本事業の目的に沿った移動サービスに活用される場合、観光・生活交通等の制約はございません。
13	応募方法/応募資格	一つの地方公共団体が複数の事業に応募することは可能でしょうか。複数の運行事業者と連携予定であり、運行事業者ごとに応募する予定です。	一つの地方公共団体が応募可能な事業数に制限は設けておりません。そのため、運行事業者ごとに、本事業にご応募いただくことに問題はございません。
14	応募方法/応募資格	一般道ではなく専用道（バス専用道等）での移動サービス実装を目指す場合、当該実証実験は補助事業の対象となりますか。また、専用道の所有者が政令指定都市となる場合も、補助事業の対象となりますか。	本事業の目的である「自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築」に沿った場合、実装時の運行ルートが一般道に限らず、専用道（バス専用道等）の場合も補助事業の対象となり得ます。また、政令指定都市が所有者の場合も、補助事業の対象となり得ます。
15	応募方法/応募資格	コンソーシアム協定書の第16条（配分金の支払）にて"補助金交付が事務局よりなされた時は、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）は～"との記載がありますが、ここでいう「補助金交付」とは、補助金の交付決定通知時と、補助金の支払い時のどちらのタイミングを指していますか。	補助金交付とは、実際に事務局より補助金が支払われるタイミングのことを指します。なお、必要に応じて加筆・修正していただいても構いません。
16	応募方法/応募資格	応募申請時点では参画団体が確定していない場合、(様式2)提案書の実施体制図には、本事業へ参画可能性のある事業者等を記載してもよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。提案書(3-1.実施体制、3-2.参画団体・役割)にて、未確定の体制図であることを明記の上、本事業へ参画可能性のある団体名を記載してください。別途、確定した体制図を採択後にご提出いただけます。
17	応募方法/応募資格	(様式2)提案書にて、施策間連携に関する記載は必須でしょうか。	記載は必須ではございません。
18	応募方法/応募資格	(様式2 別紙)中長期収支計画には、「補助金として申請予定の経費」と「自動運転事業全般に係る経費」のどちらを記載すべきでしょうか。補助事業者が負担するものの、補助金の経費として申請予定ではない支出があります。	(様式2 別紙)中長期収支計画には、自動運転事業全般に係る経費の予定金額を記載してください。※補助事業者が自己負担によって、充当する見込みの経費も含まれます
19	応募方法/応募資格	今年度の本事業に採択された場合、来年度以降の同事業に応募することは可能でしょうか。	来年度以降の事業実施及び内容は現時点では未定です。
20	応募方法/応募資格	本事業の応募書類に押印が必要な書類はありますか。	押印が必要な書類はございません。
21	応募方法/応募資格	コンソーシアムを組成しない場合、(様式3)支出計画書の"参加団体"シートは記載不要でしょうか。	ご認識の通りです。(様式3)支出計画書の"参加団体"シートは、コンソーシアム組成時の参加団体(事業者等)の支出をご記載いただくシートとなっております。コンソーシアムを組成しない場合は、記載不要です。
22	応募方法/応募資格	(様式2) 提案書（5-2.事業の発展性>>実装時の運行場所）に実装時の運行場所を記載する箇所がありますが、ここでいう「実装時」の定義を教えてください。	「移動サービスの実装」とは、地方公共団体が国から補助金を受けることなく、自助による運行を行うことを指します。
23	応募方法/応募資格	コンソーシアム協定書を作成する際、締結主体となるのは地方公共団体や事業者等の単位であり、担当者ではないとの認識でよろしいでしょうか。	コンソーシアム協定書の締結主体は、代表団体及び各参加団体の団体名・事業者名のみで問題ございません。
24	応募方法/応募資格	コンソーシアム協定書の締結にあたり、各団体の押印は必要でしょうか。	コンソーシアムの構築にあたり、協定書に代表団体及び各参加団体の押印・署名は不要となります。ただし、協定書の内容に関して、全ての団体の合意を得た上で、事務局へのご提出をお願いいたします。
25	応募方法/応募資格	応募書類にはファイル形式の指定があるでしょうか。また、ファイルの容量が大きい場合は、別途PDFファイルでの提出も可能でしょうか。	公募書類は下記のファイル形式にて、事務局にご提出いただきたく存じます。 (様式1) 応募申請書 [Word形式] (様式2) 提案書 [Word形式] (様式3別紙) 中長期収支計画書 [Excel形式] (様式3) 支出計画書 [Excel形式] (様式4) 応募時チェックリスト [Word形式] ※ただし、(様式2)提案書についてはPDFによる送付も可能です。
26	応募方法/応募資格	(様式2 別紙)中長期収支計画書の法人利用料には、スクールバスや法人の社員送迎等から得られる収入が当てはまるのでしょうか。	ご認識の通りです。(様式2 別紙)中長期収支計画書の法人利用料は「運賃収入のうち、法人向け旅客運送によって得られる収入」のことを指します。スクールバスや、法人の社員送迎等によって得られる収入は法人利用料として記載してください。

■自動運転社会実装推進事業 FAQリスト

No.	区分	質問	回答
27	応募方法/応募資格	今年度は収入を得る予定がないのですが、応募申請は可能でしょうか。来年度以降は、収入の獲得を計画しております。	今年度に収入を得る予定がない場合も、応募申請は可能となっております。ただし、来年度以降に収入を得る予定がある場合は、可能な限り中長期収支計画や提案書の該当項目に記載をしてください。
28	応募方法/応募資格	今年度の運行ルートと、実装時の運行ルートが異なる場合、今年度事業に係る経費は補助対象となりますでしょうか。	本事業の目的に沿うと認められる場合、今年度の運行ルートが実装時と異なるケースも、補助対象となります。
29	応募方法/応募資格	(様式2 別紙)中長期収支計画書の「2024年度_支出項目」のシートにて、車両のレンタルに係る金額を記載する場合、費目はどちらを選択すればよろしいでしょうか。	車両リース費をご選択ください。
30	応募方法/応募資格	事情により、採択後に本事業を辞退することは可能ですか。	採択された補助事業者は原則として、補助事業を実施いただきます。ただし、やむを得ぬ事情があると判断できるケースでは、国土交通省様と協議の上、辞退を受け入れる場合もございます。
31	応募方法/応募資格	今年度事業・実装時における運行ルートが非公道の場合でも、今年度事業に係る経費は補助対象となりますか。	本事業の目的は「自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築」であり、移動サービスは公道で実現いただくことを前提としております。そのため、実装時に公道でサービスを行うことを想定する場合に限り、今年度事業の運行ルートが非公道でも補助対象となる可能性がございます。
32	地域コミティ	他協議会等を以てして、地域コミティとしての申請をすることは可能でしょうか？	既存の他協議会等を以てして地域コミティを組成いただくことは可能ですが、必須構成員を含め、適宜構成員を追加いただく必要がございます。
33	地域コミティ	地域コミティの設置にあたり、地方運輸局の連絡先を教えてくださいませんか。	各地方運輸局における連絡先は以下となります。 各地方運輸局：自動車技術安全部 技術課 沖縄総合事務局：運輸部 車両安全課
34	地域コミティ	地域コミティ必須参加団体について「地方運輸局」や「地方整備局」ではなく「地方運輸支局」や「地方国道事務所」でもよいのでしょうか。	地方整備局については、地方整備局所属の国道事務所でもかまいません。一方で、地方運輸局については、L4走行環境条件の付与を地方運輸局で行うため、地方運輸局の参加を基本とします。
35	地域コミティ	既存の協議会等においてを地域コミティの必須構成員がオブザーバーとして含まれている場合に、必須構成員をオブザーバーとしたままで地域コミティとして流用することは可能でしょうか。	会議体や構成員の位置づけについては、関係者間で合意がなされていれば特に規定はございません。
36	地域コミティ	地域コミティ設置の期限はいつになるのでしょうか。	原則として、補助事業の開始までに設置いただく必要がございます。
37	地域コミティ	県内の複数市区町村にて本補助事業の実施を予定しておりますが、県単位にて地域コミティを組成することで、各市区町村も地域コミティ組成の要件を満たしたことになるのでしょうか。	県単位にて地域コミティを組成いただくことで、各市区町村も地域コミティ組成の要件を満たしたこととなります。ただし、その際には本補助事業へ応募する市区町村を必ず構成員としていただく必要がございます。
38	地域コミティ	L4モビリティ・地域コミティの設置について、応募時点での合意とは書面によるものなのでしょうか。	メール・電話等により関係者間の合意を取っている場合など、必ずしも書面ベースで設置に関する合意を取る必要はございません。
39	地域コミティ	地域コミティの構成員として、観光協会・商工会議所・研究機関等の参画は問題ないのでしょうか。	地域コミティの構成員として、必要となる関係者を構成員として追加いただくことは問題ございません。
40	地域コミティ	地域コミティは本補助金の事業実施期間が終了した後も継続するのでしょうか。	設置要綱(ひながた)の第8条に記載の通り、レベル4自動運転サービスが実装・定着し、構成員等が地域コミティの実施を不要と判断する場合は、構成員の合意を経て地域コミティを解散することができます。
41	事業内容	本事業での走行を予定しているルートにおいて過去にリスクアセスメントを実施している場合も、今年度のリスクアセスメントを実施する必要があるのでしょうか。	昨年度の補助事業においてリスクアセスメントを実施済みの補助事業者においては、車両や走行環境等に変更がない場合、再度リスクアセスメントを実施していただく必要はございません。
42	事業内容	応募時に提案書に記載していた使用予定の車両が何らかの理由により使用できなくなった場合、採択後に他の車両へ変更することはできますか。	交付規程の様式第4「計画変更等承認申請書」を提出いただき、変更が承認された場合は可能となります。
43	事業内容	運行終了は2月28日(想定)とありますが、これ以降の継続は可能ですか。	補助対象となる運行期間は2月28日までとなります。
44	事業内容	採択決定日と交付決定日が6月上旬より順次とのことですが、日程はいつ確定しますか。	6月上旬より順次、決定次第ご連絡いたします。
45	事業内容	運行期間が短いことにより、審査で減点されることはありますか。	審査は評価基準に基づき行われます。運行期間は評価基準には含まれておりませんが、可能な限り長期間の運行を推奨しております。 ※事業の実施状況に応じて、運行期間の変更を求める場合がございます。
46	事業内容	審査基準の「その他、DX・GXの取組で本事業との関連が認められる施策」におけるDXの取組にはどのような施策が当てはまるのでしょうか。例えば、バス停の案内表示システム設置は含まれますでしょうか。	「ICTの浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」を目的とする施策はDXの取組に該当いたします。上記の目的を満たす場合、バス停の案内表示システムもDXの取組として認められます。
47	事業内容	公募要領>>Ⅱ.事業内容>>1.本事業の補助対象の"将来的にレベル4自動運転技術を提供することが見込まれる事業者が参画すること"について、事業者の参画とはコンソーシアムの参加団体として事業に協力いただくことを指すのでしょうか。業務委託・外注先として事業に協力いただく場合も、要件を満たしますでしょうか。	「将来的にレベル4自動運転技術を提供することが見込まれる事業者」の参画方法につきましては、コンソーシアムの参加団体、業務委託・外注先のいずれの場合でも応募資格を満たします。
48	事業内容	昨年度事業において、各種データ提出を求められましたが、今年度も同様でしょうか。	昨年度と同様の依頼を想定しておりますが、公募説明会にてご説明させていただきます。
49	事業内容	本事業における保安員とは、どのような目的でどこに配置される人員のことを指すのでしょうか。	運行に係る安全の確保を目的として、車両の内外に配置いただく人員のことを指します。
50	実施体制	リース事業者はコンソーシアムの参加団体に認められますか。	以下の資格要件を満たす事業者であれば、コンソーシアムの参加団体に認められます。 <資格要件> ・代表団体とのコンソーシアム協定書を締結できること。 ・本事業に取り組む十分な体制を有していること。
51	実施体制	コンソーシアムの設立と、協定書(写し)の提出に期限はありますか。	原則として、採択後の交付申請までのご提出をお願いいたします。
52	実施体制	地方公共団体が「参加団体」、もしくは「協力団体」としてコンソーシアムの体制に加わることは可能でしょうか。	可能です。ただし、別の地方公共団体が代表団体となる必要がございます。
53	実施体制	コンソーシアム協定書(ひな型)第5条(役割)に規定のある三役(総括事業代表者、副総括事業代表者、事務管理者責任者)の設置は必須でしょうか。例えば、副総括事業代表者の削除は可能でしょうか。	特段の理由が無い限り、本事業を円滑に実施することを目的に三役を設置することが望ましいですが、設置が困難な場合は副総括事業代表者の役割の削除は可能となります。
54	実施体制	コンソーシアム協定書(ひな型)第5条(役割)に規定のある総括事業代表者及び事務管理責任者は、共に同一の地方公共団体(代表団体)が担当してもよろしいのでしょうか。	同一の地方公共団体(代表団体)の担当で問題ございません。

■自動運転社会実装推進事業 FAQリスト

No.	区分	質問	回答
55	実施体制	コンソーシアムの参加団体がリスクアセスメントの実施主体になってほしいでしょうか。また、リスクアセスメントの実施主体は第三者(保険会社等)に実施してもらう必要はありますか。	リスクアセスメントの実施主体については、コンソーシアム内の参加団体でも、業務委託・外注先でも問題ございません。また、実施主体を第三者のみとする制約はございません。
56	実施体制	コンソーシアム協定書の提出にあたり、ひな型の内容を変更してもよろしいでしょうか。	コンソーシアム協定書はあくまでひな型となりますため、必要に応じて加筆・修正をしてご利用ください。
57	実施体制	過去に締結した協定にて覚書等を作成済みなのですが、コンソーシアム協定書は別途作成が必要でしょうか。	本事業にコンソーシアムの体制でご応募いただく場合、原則として自動運転社会実装推進事業コンソーシアムを組成いただき、ひな型にて協定書のご提出をお願いしております。
58	実施体制	コンソーシアムを組成し、指定の参加団体(代表1社)が補助金を受け取る場合、当該参加団体に制約はありますか。(例：旅客運送事業者のみが認められる等)	補助金受取の事業者(1社)の指定に関しましては、コンソーシアムへの参画団体でありましたら制約はございません。
59	実施体制	本事業における運行期間及び、補助金の精算が終了した後は、コンソーシアムを解散しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	本事業を終了し、精算事務その他一切の義務を履行した後にコンソーシアムを解散いただくことは問題ございません。
60	実施体制	コンソーシアム協定書の第5条(役割)にて規定される三役(総括事業代表者・副総括事業代表者・事務管理責任者)について、いずれも団体としてではなく、特定の個人が担うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。補助事業者ごとに締結されるコンソーシアム協定書が指定する団体にて、各役の担当者を設置してください。
61	実施体制	コンソーシアム協定書の第5条(役割)にて規定される三役(総括事業代表者・副総括事業代表者・事務管理責任者)について、各役の担当者は"補助金の請求"や"計画変更の承認依頼"等の権限を有しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、可能な限り、各役が所属する団体の関係者間で合意形成の上、各種手続きを実施してください。
62	経理関連	信号連携等のインフラ協調に要する費用は補助対象となるのでしょうか。	道路局事業にて補助対象としているインフラ協調に要する費用につきましては、原則として道路局事業にて計上してください。
63	経理関連	地域住民を巻き込んだ、安全性向上に関するルール作りを要する経費は補助対象となるのでしょうか。	安全性の向上を目的とする取組は補助の対象となります。
64	経理関連	路上駐車解消(自動運転の技術的課題をカバーする取組)等をテーマにした学識や地域住民などのワークショップやフィールド実証は補助対象となるのでしょうか。	路上駐車解消等の走行環境の構築・維持や安全性の向上を目的とする取組は補助の対象となります。
65	経理関連	走行環境の構築・維持、安全性の向上、案内を目的としたチラシ広告は補助対象となるのでしょうか。	走行環境の構築・維持、安全性の向上等を目的とする取組は補助の対象となります。
66	経理関連	補助率・補助額が調整されることとなる場合、申請額を変更することは可能ですか。	補助率・補助額について減額がある場合は、再度提案書等の書類を作成いただくとともに、申請額の変更も可能です。なお、補助率・補助額の調整がない場合は、基本的に申請額の変更は受け付けておりません。
67	経理関連	車両購入時の車両所有者を交通事業者等の自治体以外の団体とすることは可能ですか。	自治体を代表団体、交通事業者等の車両所有者を参加団体とするコンソーシアムを組成いただく場合は、購入時点での車両の所有者は交通事業者等となります。ただしその場合でも、財産管理は自治体の実施が必要でございます。
68	経理関連	本事業の支出に一般管理費は認められますか。	本補助事業に係る部分のみを切り出した形での費用請求・証憑の提出が可能であれば補助対象となりますが、証憑提示の難しい費用につきましては補助対象外となります。
69	経理関連	事業完了日までに支払が完了しない見込みですが、補助対象経費として計上することは可能ですか。	補助金の対象となる経費は、原則として交付決定日以降に発注したもので、事業完了日までに支払が完了したものです。※やむを得ない事情で事業完了日までに支払が完了しない場合は、次の要件を満たしていれば、経費として計上できます。 ・調達した物品等の検収日が事業完了日以前であること ・その支払が事業完了日の翌月末日までに行われること ・確定検査資料の提出日までに支払証憑を除く、見積書～請求書までの証憑を提出すること
70	経理関連	補助金のお支払いタイミングはいつになりますでしょうか。仮払い制度のようなものがあれば、活用したいと考えております。	補助金の支払いは、事業終了後の一括精算となります。仮払いの制度は設けておりません。
71	経理関連	以下のような経費は補助対象となりますか。 ・本事業の開始(補助金の交付決定日)前に発注済みの経費	交付決定日前に発注済みの経費は、原則として補助対象外となります。
72	経理関連	今年度事業にて有料駐車場を自動運転車両の保管場所として活用予定です。この場合、自動運転車両を駐車したことで得ることのできなかった駐車場の逸失売上は補助対象となりますか。	補助金の対象となる経費は、原則として交付決定日以降に発注したもので、事業完了日までに支払が完了したものです。そのため、逸失売上のように支払いが伴わない場合は、補助対象外となります。
73	経理関連	インフラを事業期間中に設備・撤去する場合、撤去に係る経費も補助対象とすることは可能ですか。	支出計画書に具体的な内容をご記載ください。記載内容が本事業の目的に沿うと判断される場合、補助金の対象となります。
74	経理関連	自動運転車のセンサーの精度を検証する事業に係る経費は補助対象となりますか。	本事業の目的に沿うと認められる場合、自動運転車のセンサーの精度検証に係る経費も補助対象となります。
75	経理関連	社会受容性向上を目的とした自動運転のシンポジウム開催に係る経費を補助対象とすることは可能ですか。	今年度の補助事業においては、イベント開催に係る経費全般は補助対象外となります。詳細は公募説明会にてご説明いたします。
76	経理関連	支出計画書を作成する際、適切な費目が見当たらない場合はどのように分類すべきですか。(例：計画策定のコンサルティング業務等)	適切な費目が見当たらない場合には「その他費用」をご選択いただき、具体的な内容をご記載ください。記載内容が本事業の目的に沿うと判断される場合、補助金の対象となります。
77	経理関連	コンソーシアム内の参加団体(事業者等)が本事業によって収入を得る見込みです。当該収入金は(様式3)支出計画書の"参加団体"のシートに記載すべきでしょうか。	(様式3)支出計画書は、本事業における支出計画をご記載いただく書類のため、「参加団体」のシートに収入の記載は不要です。ただし、自己負担額にて収入金が予定される場合は、「合計シート」>>"自己負担額の内訳見込み">>"収入金(注)"に収入金の記載をお願いいたします。
78	経理関連	実証実験で利用するインフラ設備を購入せず、第三者が保有しているインフラ設備に利用料を支払う場合、当該経費は補助対象として計上可能ですか。	事業で財産(インフラ等)を活用する場合、購入は必須ではなく、リース・レンタルのように期間に応じて使用料を支払うことも問題ございません。ただし、計上可能となる経費は、本事業の期間内のみとなります。
79	経理関連	全額計上可能なインフラと償却のみ計上可能なインフラの具体的な内容を教えてください。	本事業での活用を目的として、補助事業の実施期間に財産(車両・インフラ等)を購入する場合は、購入価格を全額計上可能です。また、補助事業の実施前に財産を購入済みの場合は、今年度の償却のみ計上可能です。
80	経理関連	コンソーシアム参加団体への外注費は補助対象として計上可能ですか。	コンソーシアム参加団体への外注費は補助対象外となります。

■自動運転社会実装推進事業 FAQリスト

No.	区分	質問	回答
81	経理関連	補助経費における消費税等の取り扱いについて、コンソーシアムの地方公共団体(代表団体)が支出した経費は消費税等を含める、事業者等(参加団体)が支出した経費は消費税等を除外するという整理で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。(様式3)支出計画書では、地方公共団体が支出した経費は消費税等を含めて、事業者等の支出は消費税等を除外※として申請していただく存じます。 ※ただし、公募要領(Ⅷ.補助対象経費の計上>>3.補助対象経費からの消費税額の除外)に記載のある、「本事業の遂行に支障を来すおそれがある事業者等」に関しては、消費税等を含めて経費をご算出ください。
82	経理関連	コンソーシアムを組成しており、業務委託・外注先(参加団体でない事業者等)に請求を行う際、請求に消費税等を加えることはできますか。	コンソーシアムの代表団体・参加団体を問わず、業務委託・外注先(コンソーシアム外)に請求を行う際、通常の商習慣通り、請求に消費税等を加えることが可能です。
83	経理関連	コンソーシアムの組成有無に関わらず、地方公共団体が業務委託・外注先へ支払った経費は、消費税等を含めて計上可能となりますでしょうか。	コンソーシアムの組成有無に関わらず、地方公共団体が支払った経費は、消費税等を含めて計上可能となります。
84	経理関連	補助経費における消費税等の取り扱いについて、消費税等の扱いは「事務局から補助金を一括で受領する団体」によって異なるのでしょうか。それとも、「支出を行った団体」によって決まるのでしょうか。	補助経費における消費税等の扱いは、各経費ごとに「支出を行った団体」によって決定されます。「事務局から補助金を一括で受領する団体」は関係いたしません。
85	経理関連	コンソーシアムを組成する場合、地方公共団体を介することなく、事業者が直接補助金を受け取れるのでしょうか。	コンソーシアムを組成する場合のみ、指定の参加団体(代表1社)が事務局より直接補助金を受け取ることが可能です。補助金を受け取った参加団体から、他支払先(参加団体、業務委託・外注先等)への支払いを行っていただく必要がございます。
86	経理関連	コンソーシアムを組成し、補助金の受取先を参加団体(代表1社)とした場合、地方公共団体が補正予算を組む必要はなくなるのでしょうか。	コンソーシアムを組成し、指定の参加団体(代表1社)が補助金を受け取る場合、地方公共団体が補正予算を組む必要はございません。 ただし、持続可能なサービスとして、来年度以降の事業費の確保という観点で、地方公共団体の予算が組まれている場合は、加算評価となる可能性がございます。
87	経理関連	事業者等(運行事業者等)と業務委託・外注ではなく協定によって連携して事業を実施し、事業者が負担する経費を補助対象とする場合、コンソーシアムの組成は必須でしょうか。	事業者等が業務委託・外注先ではないものの、補助金の支払い先となる場合は、コンソーシアムを組成いただく必要がございます。
88	経理関連	地方公共団体が代表団体、単一の事業者等が参加団体となるコンソーシアムを組成し、その他の事業者等を業務委託・外注先とする体制は認められますでしょうか。	コンソーシアムを組成する場合、地方公共団体が代表団体、単一の事業者等が参加団体となり、他の事業者等を業務委託・外注先とする体制は問題ございません。
89	経理関連	業務委託・外注先の労務費について計算方法等の規定はありますか。	業務委託・外注先の労務費について計算方法等の規定はございません。
90	経理関連	交付規定第19条(取得財産の管理等)では取得財産について、「補助事業者は事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない」との記載がありますが、コンソーシアムの参加団体が取得財産を管理することは可能でしょうか。	公募要領上の「Ⅱ.事業内容>>2.補助事業者及び補助事業に参画する団体の定義及び役割>>(2)地方公共団体」に記載の通り、財産管理は代表団体(地方公共団体)が行う必要がございます。
91	経理関連	公募要領(Ⅷ.補助対象経費の計上>>4.労務費の計上)には、『労務費は原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算します。(計算式) 労務費 = 時間単価 × (作業) 時間数』との記載がありました。労務費の算出方法に例外は認められますでしょうか。(社内規定に定められる単金の活用等)	企業で設定されているいわゆる受託単価は本事業では認められません。本事業で労務費が発生する場合は、必ず「時間単価 × (作業) 時間数」の計算式を用い、公募要領に記載されている時間単価と(作業)時間数の算出方法に則って算出して下さい。そのため、時間単価の算出方法は、<手法1:実績単価計算>と<手法2:健保等級単価計算>のいずれかをご選択いただけます。
92	経理関連	コンソーシアム参加団体の支出について、証憑提出時には再委託先・再々委託先…と、どこまでの委託先の証憑が必要となりますか。	経理検査時は再委託先までの証憑のみを求めます。但し、100万円以上の取引の場合は、再委託先以降の取引についても、際限無く会計検査院より証憑を求められる可能性がございます。(経理検査時は提出は求めません)
93	経理関連	コンソーシアムを組成し、事業者等(参加団体)にて労務費を計上予定です。その際、事業者A(参加団体)では<手法1:実績単価計算>を活用し、事業者B(参加団体)では<手法2:健保等級単価計算>を活用して労務費を算出することはできますでしょうか。	コンソーシアム組成時の労務費の算出方法について、時間単価は参加団体ごとに<手法1:実績単価計算><手法2:健保等級単価>のいずれもご選択いただけます。
94	経理関連	コンソーシアムを組成する場合、補助金はコンソーシアムが指定する事業者等(参加団体)も受け取り可能と理解しておりますが、複数の事業者等(参加団体)が補助金を受け取ることは可能でしょうか。	コンソーシアムを組成する場合、指定の参加団体(一団体のみ)が事務局より直接補助金を受け取ることが可能です。
95	経理関連	コンソーシアムを組成した場合、参加団体から車両をレンタルし、当該経費を補助対象として計上することは可能ですか。	不可となります。業務委託・外注先(非参加団体)から車両をレンタルする場合のみ、当該経費を計上することが可能です。
96	経理関連	コンソーシアムを組成する場合、参加団体(事業者等)が業務委託・外注先と契約することは可能でしょうか。可能である場合、参加団体(事業者等)の社内規定に基づき、調達先の選定や、契約書・支払等の諸手続きを実施してもよろしいでしょうか。	コンソーシアムを組成した場合、参加団体(事業者等)がコンソーシアム外の事業者等と業務委託・外注契約を行うことは可能です。ただし、補助金を活用した調達先の選定にあたっては、以下※にご留意いただきたく存じます。以下の内容について問題が生じない限りは、参加団体の規定に基づく選定・諸手続きを実施いただいて構いません。 ※詳細は、採択後の経理処理説明会にてご案内いたします 【業務委託先・外注先の選定について】 ・仕様書を作成の上、相見積りをとり、最低価格を提示した者を選定する ・相見積もりが取得できない場合、選定理由等を明らかにした理由書(様式任意)の準備を行う 【諸手続きについて】 検査に向けて必要となる証憑書類(見積書、契約書、納品・検収書、支払済証憑)を整理すること
97	経理関連	業務の一部を委託・外注を予定しているが、業務委託・外注先と受委託契約締結前の場合も、当該経費は「②外注費」への計上の理解となりますでしょうか。	ご理解の通りです。
98	経理関連	補助対象となった財産を処分(譲渡・交換・貸付・廃棄等)することは可能でしょうか。	交付規定第20条に財産の処分の制限について記載しております。取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の財産は処分が制限されており、財産の譲渡(移管)は処分に該当するため、制限の対象となります。そのため、財産の譲渡(移管)にあたっては、財産処分承認申請書(様式第12)を事務局に提出し、財産処分承認結果通知書(様式第13)により承認を受ける必要があります。
99	経理関連	事業内容に変更はないのですが、競争入札の結果として支出額が交付申請額を下回る可能性が高い場合、交付決定後に交付申請額を変更することはできますでしょうか。また、交付申請額の変更が不可の場合、新たな支出項目を追加することは可能でしょうか。	交付申請額の変更は不可となります。なお、支出額が交付申請額を下回ることも問題ございません。また、支出項目の追加は可能ですが、交付規程第9条に基づき事業計画の変更申請が必要な場合があります。
100	交付規程	採択後に補助率/補助額が変更することはない理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
101	交付規程	補助金等に係る、国土交通省並びに事務局による調査(交付規定第23条)の対象となる範囲を教えてください。	調査対象は補助事業者となります。 そのため、コンソーシアムを組成する場合は、地方公共団体/参加団体が調査対象となります。コンソーシアムを組成しない場合は、地方公共団体が調査対象となります。
102	交付規程	地方公共団体(コンソーシアム組成時は代表団体)が取得財産を管理するとのことですが、「管理」にはどのような業務が含まれますでしょうか。	取得財産の管理方法は、交付規定の第20条(取得財産の管理等)に記載がございます。代表団体(=取得財産の管理者)には、該当する財産について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第11)の更新・報告を実施いただけます。

■自動運転社会実装推進事業 FAQリスト

No.	区分	質問	回答
103	交付規程	<p>本事業の完了日以降、補助金で購入した車両を自動運転に関わらずに別の移動サービス等に活用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>交付規定の第19条（取得財産の管理等）にあるように、取得財産は「補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない」対象となります。</p> <p>そのため、本事業の目的である「自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築」を目指して手動運行を実施いただく場合は、取得財産の活用方法として認められます。ただし、本事業の目的に沿わない活用を検討されている場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12）を事務局にご提出いただく必要があります。</p> <p>※交付規定の第20条（財産の処分の制限）より、定められた耐用年数の期間以降については、財産の活用方法に制限はございません。</p>